

決 定 要 旨

被 審 人（住 所） 東京都
（氏 名） A

上記被審人に対する令和6年度（判）第31号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金840万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和7年6月25日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和7年4月24日

金融庁長官 井藤 英樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、清水建設株式会社（以下「清水建設」という。）による業務委託契約の締結の交渉先の職員であった親族Bから、同人が同交渉に関し知った、清水建設の業務執行を決定する機関が、建設工事の請負等を目的とし、その発行する株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）市場第一部に上場されていた日本道路株式会社（以下「日本道路」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を、令和3年11月6日に受けながら、法定の除外事由がないのに、当該公開買付けの公表がされた令和4年2月9日より前の令和3年11月8日から令和4年1月11日までの間、C証券株式会社、D証券株式会社及びE証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の東京証券取引所が開設する金融商品市場において、自己名義並びに親族であるF及びG名義で、自己の計算において、日本道路株式合計4700株を買付価額合計3826万9000円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第2項第2号、第167条第3項、第1項第4号、
第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格9,930円に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(9,930円×4,700株)

－ (7,940円×200株+7,970円×400株+7,990円×200株+8,030円×200株
+8,050円×200株+8,080円×200株+8,100円×700株+8,120円×400株
+8,130円×200株+8,190円×200株+8,210円×200株+8,220円×300株
+8,240円×400株+8,250円×100株+8,270円×200株+8,290円×200株
+8,350円×400株)

＝8,402,000円

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、8,400,000円となる。